

特定都市河川流域内で雨水貯留浸透施設整備に係る 計画認定制度について※1

※1：計画認定には別途申請手続が必要です。

近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されています。

これに対し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の考えのもと、民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な維持管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度が創設されました。

また、本制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設については、固定資産税（償却資産）を軽減する特例措置（特例率6分の1）が講じられます。

1 認定対象

雨水貯留浸透施設の規模、構造及び設備、資金計画、管理の方法及び管理の期間が適切であると認められる雨水貯留浸透施設整備計画が対象になります。

2 問い合わせ先

【認定申請に関する内容】

下水道河川局 河川部 河川流域管理課 協議指導担当（TEL：045-671-2898）

【固定資産税（償却資産）に関する内容】

財政局 主税部 固定資産税課 償却資産担当 （TEL：045-671-2286）

固定資産税（償却資産）の特例措置については、[Web ページ](#)を参照してください。

特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）（抄）

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定）

第 11 条 特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者(地方公共団体を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画(以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。)を作成し、当該雨水貯留浸透施設を設置しようとする都道府県(当該雨水貯留浸透施設を指定都市又は地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内に設置しようとする場合にあっては、当該指定都市等)の長(以下この節において「都道府県知事等」という。)の認定を申請することができる。

2・3（略）

（認定の基準）

第 12 条 都道府県知事等は、前条第 1 項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。
- 二 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。
- 四 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

2（略）

（認定事業者に対する助言及び指導）

第 15 条 都道府県知事等は、第 11 条第 1 項の認定(前条第 1 項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた者(以下「認定事業者」という。)に対し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 64 号）（抄）

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定の申請）

第 6 条 法第 11 条第 1 項の認定の申請は、別記様式第一の申請書を都道府県知事等(同項に規定する都道府県知事等をいう。第 8 条及び第 11 条において同じ。)に提出して行うものとする。

2～4（略）

（雨水貯留浸透施設の規模）

第 8 条 法第 12 条第 1 項第 1 号の国土交通省令で定める規模は、総貯留量から雨水浸透阻害行為(法第 30 条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。)の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量(以下この条において「特定貯留量」という。)が 30 立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害(法第 2 条第 3 項に規定する浸水被害をいう。以下この条及び第 11 条において同じ。)の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、規則で、区域を限り、0.1 立方メートル以上 30 立方メートル未満の範囲内で、その規模に係る特定貯留量を別に定めることができる。

（雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準）

第 9 条 法第 12 条第 1 項第 2 号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造であること。
- 二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他の設備を備えたものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準）

第 10 条 法第 12 条第 1 項第 4 号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。
- 二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。
- 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の期間）

第 11 条 法第 12 条第 1 項第 5 号の国土交通省令で定める期間は、10 年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、10 年を超え 50 年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。